

第5回山北町自治基本条例策定委員会 会議録

- 日 時 平成24年3月14日(水) 午後7時から9時30分
○ 場 所 山北町役場3階 防災対策室

1 企画財政課長あいさつ

- ・ 策定委員会でまとめた素案を極力尊重して条例(案)の策定をしたい。
- ・ 策定委員会の発足時に平成24年3月までと依頼したが、素案がまとまるまで、委嘱期間を延長させてもらいたいと考えているため、協力願いたい。

2 議 事

(1) 議題

(ア) 会議の公開について(事務局による説明)

- ・ 資料1と条例及び逐条解説素案(H24.3.14)について公開対象とすることを了承された。

(イ) 前回会議の確認について(資料1について事務局による説明)

- ・ 修正点等があれば3月19日までに事務局へ報告してもらいたい。

(ウ) 策定委員の委嘱期間について(事務局による説明)

- ・ 自治基本条例は平成22年度～24年度の3ヵ年で整備する。
- ・ 議会へは平成24年12月に条例(案)提出予定で、議決の後、平成25年度からの運用開始を考えている。
- ・ 平成23年度は策定委員会から意見聴取をし、本来であれば修正が完了したものを策定委員会に了承してもらうよう考えていた。
- ・ 委嘱状では委嘱期間を平成25年3月31日までとなっていたが、これを町長へ提言するまでとさせていただきたい。

【質疑応答】

委 員： 新たな委嘱が行われるのか。

事 務 局： その予定である。

委 員： 委員は充て職が多く、その任期は問題ないのか。

事 務 局： 継続して審議する必要があると考えている。当初は充て職だったが、これまでの審議経過もあるため、4月1日からは個人への委嘱でお願いしたい。

委 員： 元の職が変わった方のみ、前会長等として委嘱すればよいと思う。策定委員会は後何回程度開催を考えているのか。

事務局： 今日の会議の進み具合にもよるが、1～2回と考えている。
⇒ 委嘱期間の延長について了承された。

(エ) 山北町自治基本条例素案について（事務局による説明）

- ・ 前回までの審議を踏まえて素案の加除修正をした。
- ・ 解説についても詳しく載せた。

(前文)

委員： 前文で削除した「創り」を解説で残すのか。

事務局： 解説からも削除する。

委員： 解説2に、町民と町はあるが、議会も含めるべきでないか。

事務局： 町民、町及び議会と修正する。

(第1条)

事務局： 解説3に町民の権利とは何かを説明した。また、解説2にある「ならびに」を「並びに」と漢字で表記したい。

⇒ 異議なく了承された。

(第2条)

事務局： 第2項から最大限を削除した。解説1の「等」は議会からの意見をもとに削ることとした。

解説2では最大限を削除したため、補足をしたものである。

委員： 第2項の条文は自治基本条例の見直し指すのか、他の条例を指すのかを伺いたい。

事務局： 解説4は他の条例の意味合いが強く、見直しの際は自治基本条例を遵守することになるという意味である。

解説5の最後にある「ものと考えます」を「です」と言いきる形とする。

委員： 議会と行政とは二元性があるが、議会基本条例等が策定される際も自治基本条例にそぐう形で作ることになるのか。

事務局： 基本的に自治基本条例は最上位にくる。この条例は町のことであり、二元性があるため自治基本条例で議会がどこまで束縛することは考えられない。仮に実務上で対立することになった場合、自治基本条例が上位となる。理由は住民の合意によるもののためである。しかし議会基本条例は後から作るもののため、ある程度自治基本条例を踏襲して、似たようなものになると考える。

第20条に議会の役割と責務とあるが、その基本理念の範囲の中で議会基本条例を作ってもらおうことになると考えている。

委員： 解説4に「この条例」とあるが、誤解されないように「自治基本条例」

とした方が良いのではないか。

委員： 他の部分もあるので直したらどうか。

事務局： 意味が通じるように事務局で修正しようと思うが如何か。

⇒ 事務局で修正することが了承された。

(第3条)

委員： 第1項第2号でいう町とは、町行政を指すのか。区域と勘違いされないか。

事務局： 普通に読めば行政区域でなく行政と読めるので、執行機関を指す。

委員： 全体を表現するときに山北町とする。

委員： 第8号の自治だが、地方分権一括法の意味で第8号があるのか。

事務局： 大本は憲法第92条だが、もう少し分かりやすくした方が良さそうである。

委員： 解説9だが課題は達成するもの、問題は解決するものでないか。このため課題でなく問題の方が良いのではないか。

委員： 課題とは目標とするあるべき姿より低いこと。問題とすると低く思われるのではないだろうか。「これまででは」を「これまでは」としたらどうか。

事務局： 課題については修正せず、「これまででは」を「これまでは」と修正する。

(第4条)

事務局： 解説3(5)で「補完しながら」の後に「将来に向かって」を加えたい。

⇒ 事務局(案)で了承された。

(第5条)

委員： 情報の共有として町行政は出しているが、議会の全員協議会や委員会
は公開されていない。地方自治法では本来公表されるものである。

事務局： 委員会は公表し始めたが、全員協議会はまだ公開されていない状況である。

(第6、7条)

事務局： 解説3について、「受けることはありません」を「受けるものではありません」と修正したい。

⇒ 事務局(案)で了承された。

(第8、9条)

事務局： 解説3の中で本条とあるが、第9条と修正したい。

⇒ 事務局(案)で了承された。

(第10条)

委員： 隣町の自治基本条例でも町民公益活動とあるがどうなのか。

事務局： 社会通念上許される行為とは何かということだが、1回目の条例の中で制約を加えることはないのではないか。

例えば暴力団の排除もあるが、慣習に触れるものは除いた方が良いと思う。

(第11、12条)

委員： 町長はこの条例に沿ってなくても良いのか。

事務局： 前文や第1条にも規定しているため不要と考える。

(第13条)

⇒ 異議なく了承された。

(第14条)

委員： 職員の役割及び責務というタイトルを町職員の役割及び責務としたらどうか。その場合、目次についても直す必要がある。

⇒ 委員の意見について、異議なく了承された。

(第15条)

事務局： 第14条を追加したことにより、それまでの第14条から第15条と修正した。

⇒ 異議なく了承された。

(第16、17条)

委員： 第17条の行政評価はできるのか。解説5に行政評価の方法が示されているが、町は単年度だが複数年はできるのか。

事務局： 今後やっていきたいという意味である。

(第18、19条)

事務局： 第18条の解説3について、「本条の規定が及び範囲は広範囲であり」とあるが、「本条の規定及び範囲は広いため」と修正する。

委員： 個人情報の範囲は決められているのか。

事務局： その情報を出すことで特定されてしまう部分は決められている。

(第20条)

事務局： 第2項を修正した。

⇒ 異議なく了承された。

(第21条)

事務局： 解説の参考は別紙として用意する。

委員： 第3項の別に定めるは入れてもらいたい。

(第22、23条)

事務局： 条文中「それぞれの能力に応じた」を削りたい。解説1を追記した。

⇒ 異議なく了承された。

(第24条)

事務局： 解説1について追記した。

⇒ 異議なく了承された。

(第25条)

事務局： 解説3について一部削除した。

⇒ 異議なく了承された。

その他

意見聴取をして、その結果を見て、何回の会議が必要かを検討する。

次回の会議開催日は5月連休明けとする。